

## 円山動物園アジアゾウ輸送他業務委託仕様書

### 1 業務の概要

本業務は札幌市（以下「委託者」という。）が受託者に対して委託するアジアゾウ輸送業務の仕様を定めるものである。

- (1) 業務名称  
円山動物園アジアゾウ輸送他業務
- (2) 履行期間  
契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務目的  
ミャンマー連邦共和国から円山動物園に寄贈される、アジアゾウ 4 頭の輸送を安全かつ迅速に行うことを目的とする。
- (4) 運搬動物  
アジアゾウ
- (5) 数 量  
オス 1 頭、メス 3 頭

### 2 重 量

- (1) 動物の重量 : 雄 : 2,500 kg、雌 1 : 3,000 kg、雌 2 : 2,600kg、雌 3 : 1,800 kg
- (2) 輸送檻 : ①3 台 高さ 2,775 mm×縦 1,600 mm×横 3,100 mm 重量 1,500 kg  
②1 台 高さ 2,520 mm×縦 1,460 mm×横 2,950 mm 重量 1,300 kg  
鉄板・鉄骨・上部一部ワイヤーメッシュ製  
輸送箱写真 別添 1
- (3) 総重量 : 約 15,700 kg  
※動物の重量の増減等により、総重量の増減はあるものとする。

### 3 業務内容

受託者が行う業務としては次のとおりとする。

- (1) 輸送檻確認・受け取り及び成田国際空港からミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港への輸送檻輸送
  - ア 前項 2 (2) の輸送檻（以下輸送檻という。）に関し事前に実物確認等を行い、航空輸送が可能なことを確認し、委託者に報告を行うこと。また、輸送に問題があると判断した場合は、委託者に早急に輸送檻の改修に関して提案を行うこと
  - イ 委託者から指示された日程で、輸送檻を成田空港にて受け取り、ミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港まで輸送を行う。
  - ウ ミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港において、輸送檻を委託者が指定するミャンマー側担当者の用意した輸送用トラックへの積み込み及び引き渡しを行うこと。また、積み込み及び引き渡しを滞りなく行うため、委託者が指定する、ミャンマー側担当者及びヤンゴン国際空港担当者と事前調整等を行うこと。
- (2) 航空機の確保及び輸送手続き
  - ア ミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港から新千歳空港まで、ゾウの収容された輸送檻（以下動物入り輸送檻という。）を輸送するため、動物入り輸送檻（計 4 台）を同一機に安全に積載でき、かつ輸送することが可能な航空機を確保し、専属輸送を行うこと。併せてその運航に必要な手続きを行うこと。
  - イ 成田国際空港からミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港への輸送檻輸送については、前項 3 (2) アで確保した航空機を使用して輸送すること。
  - ウ 輸送檻輸送の経路は成田国際空港からミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港への直行便、動物入り輸送檻輸送の経路はミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港から新千歳空港への直行便とし、経由地は挟まないものとする。
- (3) ミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港での動物入り輸送檻の受け取り
  - ア 動物入り輸送檻をミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港において、委託者が指定するミャンマー側担当者から受け取ること。
  - イ 動物入り輸送檻を受け取るにあたり、委託者が指定するミャンマー側担当者及びヤンゴン国

- 際空港担当者と事前調整等を行うこと。
- (4) ゾウの輸出に必要な手続き及びその準備
    - ア ミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港でのゾウの輸出に必要な手続き（税関及び検疫）及び手続きを行うための準備を行うこと。
  - (5) ミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港から新千歳空港までの航空輸送
    - ア 動物入り輸送檻を前項3（2）アで確保した航空機を使用し、ミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港から新千歳空港まで輸送すること。
  - (6) 新千歳空港での通関事務（通関、動物輸入届事務）を行うこと。
  - (7) 新千歳空港から札幌市円山動物園までの陸上輸送
    - ア 動物入り輸送檻が積載でき、かつ円山動物園ゾウ舎へ輸送可能なトラックを使用して輸送すること。
    - イ トラック輸送時には輸送檻内の気温の低下及び上昇への対策をとること（気温の低下対策のために輸送檻にカバーをかけるなど）。
    - ウ 輸送は円山動物園ゾウ舎裏側までとし、動物入り輸送檻のゾウ舎への移動は委託者が行う。
    - エ 経路となる自治体に対して特定動物の経路通知に関する事務を行い、委託者に通知すること。
  - (8) ミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港から新千歳空港まで、動物入り輸送檻を積載する航空機に付添者3名を同乗させること。
  - (9) 輸送期間
    - ア 下記業務については、平成30年9月1日から平成30年11月30日までの期間で委託者が指定する日に行うものとする。
      - ・輸送檻の成田国際空港での受け取り
      - ・輸送檻の成田国際空港からミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港への航空輸送
      - ・動物入り輸送檻のミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港での受け取り
      - ・動物入り輸送檻のミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港から新千歳空港への航空輸送
      - ・新千歳空港から札幌市円山動物園までの陸上輸送
    - イ 委託者の指定する日の業務の実施が、航空機の運航ができない等やむを得ない事情で不可能な場合は、事前に業務の実施日を委託者と協議し決定するものとする。
  - (10) ゾウの安全及び健康状態への配慮
    - ア ミャンマー連邦共和国から札幌市円山動物園へのゾウの輸送は、ゾウの安全と健康に十分に配慮して行うこと。また、業務実施計画書についても、ゾウの安全と健康への配慮の観点から、委託者と内容を確認すること。

#### 4 履行場所

成田国際空港からミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港及びミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港から札幌市円山動物園まで

#### 5 提出書類等

- (1) 業務実施計画書  
業務着手後、速やかに提出すること。
- (2) 運搬経路図  
業務着手後、速やかに提出すること。
- (3) 業務完了届  
業務完了後、速やかに提出すること。
- (4) 記録  
前項、3業務内容の（1）（3）（5）（7）の履行場所における記録を写真撮影し、それらを整理したものを、業務完了後、速やかに委託者に提出すること。  
この場合、電子媒体（CD等）での提出も可とする。

#### 6 賠償責任

- (1) ミャンマー連邦共和国・ヤンゴン国際空港において動物入り輸送檻を受け取った後、札幌市円山動物園まで輸送し委託者へ引き渡すまでの間に、受託者の故意または過失により、動物に重大な損害が発生した場合、受託者の責任で損害賠償すること。
- (2) 受託者の故意または過失に起因する情報漏えいにより、動物の輸入手続き及び輸送に重大な

損害が発生した場合、受託者の責任で損害賠償すること。

## 7 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令、委託契約書及び本仕様書を遵守すること。
- (2) 動物の積み下ろしや運搬には十分注意し、非常の場合は委託者と連絡を取ること。
- (3) 本業務に関する情報管理には細心の注意を払うこと。
- (4) 為替レートの変動による輸送費の増減については、契約金額にかかわらず受託者の負担とする。
- (5) 出発予定日時の17日以前の取消（解約）の場合は取り消し手数料は発生しないが、16日前から11日前までの取消（解約）の場合はチャーター料の50%を、10日前から当日までの取消（解約）の場合にはチャーター料の100%を委託者は取り消し手数料として支払う。なお、委託者はこの契約の取消に起因して受託者が被った一切の料金及び費用を支払うこととする。
- (6) 材料、作業の検査及び官公署等への届出事務に必要な費用は受託者の負担とする。
- (7) 仕様書に記載がない事項及び内容の変更が必要となった事項については、委託者と協議し、変更及び決定するものとする。